

たします。

議会運営委員会での協議結果の報告を求めます。

高橋孝夫議会運営委員長。

(高橋孝夫議会運営委員長登壇)

○高橋孝夫議会運営委員長 大変お疲れさまでございます。ただいま議会運営委員会での協議をいたしましたので、ご報告をいたします。

蒲生吉夫議員から、「議案第58号について、継続審査とすることについてから採決すべきでないか」との発言がありました。付託された総務・文教常任委員会では、継続審査とすることについての採決も行われましたが、賛成少数で否決となり、賛成多数で原案可決との結論が出ております。したがって、本日は、本会議では原案についての可否を採決するものであります。

また、「継続審査とすることについてから採決すべき」との発言に対し、賛成者がおりませんでしたので、動議は成立していないことも確認をいたしました。

よって、議案第58号についての採決から再開をすることといたします。

○佐々木謙二議長 それでは、これより採決いたします。

議案第58号について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○佐々木謙二議長 起立多数であります。よって、議案第58号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

ここで、昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前 11時53分 休憩

午後 1時00分 再開

○佐々木謙二議長 休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

厚生常任委員会審査報告

○佐々木謙二議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

蒲生光男厚生常任委員長。

(蒲生光男厚生常任委員長登壇)

○蒲生光男厚生常任委員長 平成20年第3回市議会定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案4件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月12日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査いたしております。

それでは、議案第57号 長井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、戸籍法の改正に伴う引用条項の整合を図るべく、所要の改正を行うため提案されたものであります。

審査に際し、市民課長からは、このたびの戸籍法の改正は「だれでも戸籍謄本等の交付請求ができる」という戸籍の公開原則を改め、第三者が戸籍謄本等の交付請求ができる場合を制限するほか、虚偽の届け出を防止するために改正されたもので、特に本人確認については厳重にチェックを行っている状況である。本条例改正については、戸籍謄本等の交付請求ができる者として、戸籍法第10条第1項に規定する戸籍に記載されている者のほかに、同法第10条の2第1項から第5項もしくは同法第126条に規定されている者を加えるもので、同法第10条の2第

+

1項では第三者請求について、第2項では国または地方公共団体の公用請求について、第3項及び第4項では弁護士や司法書士などの資格を有する者の請求について、第5項では弁護士が刑事事件における弁護士としての請求について、第126条では学術研究など公共性が認められる場合の情報提供について規定されているとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、本人確認の方法として認められるものは何かとの質疑がなされ、市民課長からは、運転免許証や住民基本台帳カードなど顔写真つきのものであればそれ1枚の提示でよいが、健康保険証など顔写真が入っていないものであれば複数の書類の提示を求めている。なお、本人確認できる書類を持参していても、職員による証明や、生年月日、本籍、住所、家族の氏名など本人しか知り得ない事実を複数確認することにより本人確認を行っているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第59号 長井市医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、山形県医療給付事業補助金交付規程の改正により、所要の改正を行うため提案されたものであります。

審査に際し、市民課長からは、別表2第1項中の診療報酬の算定方法を平成20年の改定に改める。また、乳幼児医療給付対象者における扶養義務者の所得制限額を緩和するため、別表3で規定する所得の額を現在の額にそれぞれ159万円を加えた額とするとの説明を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第60号 長井市すみれ学園設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げ

げます。

本案は、児童デイサービスが障害者自立支援法に基づく実施に改められたことに伴い、使用料の徴収に関する規定を設けるため提案されたものであります。

審査に際し、福祉事務所長からは、児童デイサービスについては、障害度区分認定調査と医師の意見書により審査会で判定された結果に基づいて市町村長が要否を決定するもので、使用料は厚生労働大臣が定めた介護給付費の1割相当分である。また、特別な事由があると認めるときは使用料を減額または免除することができる規定を設けており、現在の利用者については新たな使用料は発生しないとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、使用料を減免することはよいと思うが、運営費に不足が生じないか、また、利用者は何名かとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、使用料相当分は利用自治体からの運営負担金によって運営しており、運営費に不足は生じない。使用料は、1日利用すると754円で、現在長井市から4名、飯豊町から1名が利用しており、平成19年度の運営負担金は、それぞれ47万7,643円、13万4,980円であるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、残りの9割分は国が負担しているのかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、介護保険と同様、国が2分の1、県と市町村がそれぞれ4分の1ずつ負担しているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第61号 長井市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、平成20年度診療報酬の改定に伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

審査に際し、市民課長からは、第5条中の診療報酬の算定方法を平成20年の改定に改めるとの説明を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、厚生常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○佐々木謙二議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第4、議案第57号 長井市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第7、議案第61号 長井市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第4、議案第57号 長井市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第57号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案第59号 長井市医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第59号は、厚生委員長報告のとおり決

定いたしました。

次に、日程第6、議案第60号 長井市すみれ学園設置条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第60号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第7、議案第61号 長井市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第61号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

産業・建設常任委員会審査報告

○佐々木謙二議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

藤原民夫産業・建設常任委員長。

(藤原民夫産業・建設常任委員長登壇)

○藤原民夫産業・建設常任委員長 平成20年第3回市議会定例会において産業・建設常任委員会に付託になりました議案2件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月13日、委員出席のもと、所管課長の出席を求め開催しております。